5　第一項の申出をした者がその年の十二月三十一日までに第五十八条、第五十九条の二第二項、第六十条第一項、第六十一条第二項又は前条の申出をしたときは、第一項の申出は撤回されたものとみなす。

附　則

第十二条　削除

4　第一項の申出をした者がその年の十二月三十一日までに第五十八条、第六十条第一項、第六十一条第二項又は前条の申出をしたときは、第一項の申出は撤回されたものとみなす。

附　則

（保険料の額の決定の申出等に関する経過措置）

第十二条　この省令の施行の日から平成十六年十二月までの間、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第五十七条ただし書	第六十条第一項	第六十条第一項又は附則第七条
第五十八条ただし書	又は第七十九条	、第七十九条（附則第八条において準用する場合を含む。）又は附則第七条
第八十条第三項ただし書及び第四項	又は前条	、前条（附則第八条において準用する場合を含む。）又は附則第七条
第八十二条第一項第一号及び第二項第一号	又は	若しくは
第八十二条第一項第一号	場合	場合又は法附則第十一条第一項の規定により決定し、若しくは変更した保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前に当該保険料以外の保険料を納付することとなった場合
第八十二条第一項第三号及び第二項第三号	又は第二項	若しくは第二項又は法附則第十一条第一項
第八十二条第二項第一号	保険料	保険料又は法附則第十一条第一項の規定により決定し、若しくは変更した保険料

附　則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。

○農林水産省令第五十七号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和三年政令第二百二十九号）の施行に伴い、並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）第十一条、第二十条、第二十四条及び第二十八条の二の規定を実施するため、独立行政法人農業者年金基金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月二十四日

農林水産大臣　野上浩太郎

独立行政法人農業者年金基金法施行規則及び独立行政法人農業者年金基金の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第一条　独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。